

○教習射撃場の指定

(第9条の4第1項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和3年3月26日 令和4年3月15日

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の4第1項
処分の概要	教習射撃場の指定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第47条(教習射撃場の管理者及び管理方法の基準)、第49条(教習射撃指導員の基準)、第50条(教習射撃場の指定の申請の手続)
審査基準	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標準処理期間	30日
申請先	所轄地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室